

## 第5回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第64号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第65号 いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 5 議案第66号 いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の制定について
- 第 6 議案第67号 字の区域の変更について
- 第 7 議案第68号 農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第69号 農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第70号 都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について
- 第10 議案第71号 都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について
- 第11 議案第72号 都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について
- 第12 議案第73号 都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について
- 第13 議案第74号 都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について
- 第14 議案第75号 市来体育館等の指定管理者の指定について
- 第15 議案第76号 多目的グラウンド等の指定管理者の指定について
- 第16 予算議案第6号 令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）
- 第17 議会広報特別委員会の設置

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第1号（11月30日）（火曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課	長	出水喜三彦君					
教	育	長	相良一洋君	市来支所	長	橋口昭彦君				
総	務	課	長	山崎達治君	教育総務課	長	瀬川大君			
企	画	政	策	課	長	北山修君	消	防	長	平石剛君

---

令和3年11月30日午前10時00分開会

△開 会

○議長（濱田 尚君） これから令和3年第5回いちき串木野市議会定例会を開会いたします。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告します。

去る11月24日までに受理した請願・陳情・要望書等は、お手元に配付した請願・陳情文書表及び要望書等配付文書表のとおりです。

なお、請願・陳情については、付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△開 議

○議長（濱田 尚君） これより、本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田 尚君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、高木章次議員、江口祥子議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（濱田 尚君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月23日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から12月23日までの24日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第16

議案第64号～予算議案第6号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第3、議案第64

号から日程第16、予算議案第6号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 令和3年第5回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布を踏まえ、出産・育児一時金の額について改定しようとするものであります。

議案第65号いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

新たに過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の制定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により策定するいちき串木野市過疎地域持続的発展計画に基づき、産業振興促進区域内における固定資産税の課税免除の措置について、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第67号字の区域の変更についてであります。

川南地区の経営体育成基盤整備事業の工事完了に伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号から議案第76号までは、指定管理者の指定についてであります。

ふれんどパーク羽島及びれいめいふれあい公園をれいめい羽島協議会に、都市公園等の北部地区及び南部地区を株式会社石原建設に、都市公園の塩田第2公園を中央地区まちづくり協議会に、都市公園の新田公園を野平地区コミュニティ協議会に、都市公園の串木野サンセットパークをれいめい羽島協議会に、市来体育館、市来武道館、川北スポーツ公園及

び秀栄ドームを株式会社日本水泳振興会に、多目的グラウンド、庭球場及び市来運動場を有限会社保木造園にそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

次に、予算議案第6号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,347万円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億5,636万7,000円とするほか、債務負担行為及び地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追ってその主なるものについて説明を申し上げます。

まず、各款にわたり人事異動等に伴い給与費を調整し、6,782万5,000円を減額いたしております。

2款総務費は、総務管理費で職員代替の会計年度任用職員報酬等の追加、徴税費で令和4年度に県と連携して重点的に個人住民税などの滞納整理に当たるための県市相互併任徴収事務費の計上であります。

3款民生費は、社会福祉費で障害者総合支援法介護給付費等事業費の追加、児童福祉費で児童手当法改正に伴うシステム改修事業費の計上であります。

7款商工費は、コロナ禍で売上げ減少により経営に苦慮している市内事業所の事業継続・経営安定支援のための支援金を給付する中小企業・小規模事業者緊急支援事業費のほか、交通事業者、市内飲食店及び宿泊施設の感染防止に係る各支援事業費の計上、令和5年度に開催の特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会に向けた総合体育館アリーナ照明等改修に係る実施設計業務委託料の計上であります。

10款教育費は、小学校費及び中学校費で要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の追加であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加のほか、事業費決定等に伴うものであります。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金及びふるさと

寄附金基金繰入金の減額であります。

21款市債は、過疎対策事業債の追加であります。

第2条債務負担行為の補正は、農村交流施設など9件の指定管理者指定について、期間と限度額を定めるものであります。

第3条地方債の補正は、過疎対策事業債の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（濱田 尚君）** これより質疑に入ります。

まず、議案第64号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定について、質疑はありますか。

**○14番（原口政敏君）** 旧過疎法におきましては、我が町はなかったんですね。日置市はもう早くからあったんですね。私は合併した当時、なぜ過疎法がないのかと聞いたんですけど、人口減少率の問題で難しかったんですね。

新過疎法においては、課長が改選前、12月にするということをおっしゃったんですね。だからようやく上がってきて、いいことだと思っていますよ。合併特例債はもうなくなりましたからね。ふるさと納税もありますけど、これも分かりませんよね。あとはこの過疎対策事業債に頼らないといかんと思います。

そこで、お伺いいたしますが、これが12月に出されたということは、来年度から対応できるように今回出されたのか。3月では遅かったから、12月に出したのか。

もう1点は、年間で金額が幾らぐらいか。市債が100%ですね、交付が70%、自己は30%ということで、非常に有利な過疎対策事業債ですから、どんどん適用するべきだと思いますよ。そこで、前に私が言ったように、課長が改選前、12月に過疎を上げると言われましたので、上がってきたのかなと思って喜んでおります。

そこで、来年度から対応できるのかどうかということが1点。

あと、年間に幾らぐらいの金額で対応できるのか。まず2点をお聞かせいただきたいと思います。

**○財政課長（出水喜三彦君）** 過疎対策事業債についてであります。

今回、計画を議案として提案しておりまして、議決いただきますと、いわゆる過疎対策事業債が活用できることとなりますので、今回この12月補正予算のほうにも同時に、市債のほう、過疎対策事業債として9,240万円を提案させていただいているところでございます。ですので、議決いただきますと活用ができるということで、来年度は当初予算以降につきましても計画的にしていきたいというふうに思っております。

そして2点目、金額の見通しのお話がありました。今回、計画におきましては、10年間の計画ということで幅広い事業を計画として盛り込んでいます。ここに充当が可能、活用が可能なのでございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、100%充当ができて、70%が交付税のほうで措置がされる。大変有利ではありますが、30%分はやはり一般財源で返済していかなくてはならないものでございます。

この点につきまして、これまでの合併特例債も同様ですけれども、市債管理基金のほうに積立てて、その償還に当たってそれを取り崩す、こういった手法をとりたいと考えておりますので、現時点で年間幾らというようなことはしておりませんが、その積立ての状況も見通ししながら、年間の活用額については検討させていただきたいと思っております。

**○14番（原口政敏君）** 9,200万円は分かるんですよ。私が聞きたいのは、10年間ですからね、10年後は延長されるか分かりませんよ。これはもう、そのときにならないと分からない、人口減少の問題がありますけど。私が聞きたいのは、この9,200万円は分かりますが、1年間にやっぱり1億円ぐらいが限度なのかな、9,200万円ということは。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。それ以上も借り入れられるのか。

課長、30%が自己なんだけど、ただ70%は交付金だからね。合併特例債はもうなくなったわけだから、大いにこれを活用すべきだと思いますよ。

そのところで、その金額がもし分かったら。分からなかったら委員会で聞きますから、そのときに調べてください。

**○財政課長（出水喜三彦君）** この過疎対策事業債の活用に当たっては、県、国のほうと協議をして活用していくわけでございますけれども、具体的に我が市の枠がどのぐらいになるかというのは、国の地方債計画にもよりますので、確定はしていないところでございます。

ただし、10年間という中で、議員おっしゃいましたとおり、幅広い分野、それこそ過疎に指定された中で我が市をどのように振興していくのか、これには大変ありがたい財源でございますので、活用することは前提として進めてまいりたいと思っております。

**○14番（原口政敏君）** 最後ですが、課長、この金利は何%ね。

**○財政課長（出水喜三彦君）** 過疎対策事業債が、金利が何%というような設定はなされておきませんので、政府資金への活用になるかと思えます。それが、その年々の借入れの時点におきましての設定された利率になるところです。直近で、これは借入れの年限にもよりますけれども、令和2年度で借り入れた政府資金でいいますと1%前後となっておりますので、そういった金利が想定されるところであります。

**○議長（濱田 尚君）** ほかにございませんか。

**○3番（高木章次君）** 過疎地域に指定されたことですが、これについては、過疎地域に指定されないことを求めるというか、過疎地域から脱出するということを考えるのかどうか。過疎地域に指定されたことについてのお考えをお伺いしたいと思います。

**○市長（中屋謙治君）** 今回、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が議員立法で制定されたところでございます。

要件としましては、二つほどございます。

まず、1点目が財政力要件ということで、平成29

年から令和元年までの平均が0.51という数字が示されており、本市は0.40ということでこれに該当するという、これが1点でございます。

それと、2点目が人口要件。人口減少率が昭和50年から平成27年までに28%以上減少ということで、本市の場合は23%余りということで、本来であれば非該当、今回この過疎地域には該当しないということでありましたけれども、財政力が0.40以下の場合であれば、さらに人口要件が5ポイント低い23%という特例が設けられ、今回本市は該当ということになったということになります。こういう一つの線引きでもって本市が該当を受けたということです。

名称からしますと過疎地域というのは、大変不名誉な印象を受けますけれども、直接的な、先ほども議論ありました財源という面からいきますと、この財源、過疎対策事業債を有効に活用し、そして現状の課題、問題を解決をしていくという対応で、大変ありがたい財源であるという理解をいたしております。

**○議長（濱田 尚君）** ほかにありませんか。

**○10番（東 育代君）** 今、市長からも答弁がありましたけれども、提案理由に新たに過疎地域に指定されたことに伴い計画を策定とありました。本市全域が過疎地域に指定されたとお聞きしたときに、とても複雑な気持ちになりました。

指定要件の緩和で財政力指数0.4以下、人口減少率23%以上であり、本市はこれに財政力指数0.4、人口減少率23.25で該当したとありました。

別紙に事業計画が示されておりますが、計画に掲げる施策が1から12まであり、財政力改善と人口減少対策重視の策定になっているのかと少し期待していましたが、そうではないようです。

そこで、お聞きしますが、この議案第65号に示されているいちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定は、本市が過疎地域指定から自立できる自治体となることを支援するために、補助対象になるような事業の計画書策定と捉えてよいのでしょうか。

また、特例措置について、先ほどから10年間の時限立法とありますが、本市の事業計画は5年間、令和3年から令和7年とあります。過疎地域の指定が延長された場合は、再度計画書の策定となってくる

のでしょうか。

2点をお聞きします。

**○企画政策課長（北山 修君）** まず、過疎地域の持続的発展計画ということでございますが、この特別措置法の目的につきましては、別途資料にもありますけれども、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的・計画的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずるというふうになっております。こういった措置を受けながら、人材の確保であったり育成、それから雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与にすることになっております。

この法律の目的そのものとしては、過疎地域であっても一定の生活水準が保たれると。過疎地域と過疎地域以外の地域との不均衡、これの是正、解消するというのが目的と理解しているところでございます。

それともう一つ、計画期間につきましては、法自体は10年間の時限法になっておりますが、この計画期間は5年間となっております。5年間で過ぎましたら、再度計画を策定するという形になってくるものと考えております。

**○10番（東 育代君）** 今、課長からいろいろと説明がありました。この別紙の資料にずっと事業計画がありますね。今までいろんなことをやってきたことをずっと書いてあるので、それを一応事業計画に載せるということがまず、大きなこの計画書策定になるんですよね。そう捉えていいんですよね。

**○企画政策課長（北山 修君）** 今回この計画書に掲載しております事業につきましては、本市の総合計画であつたり、昨年度策定いたしました地方創生総合戦略に掲載してある事業を、一応該当する項目ごとに掲載しているというふうな形で、現在実施しているもの、あるいは今後の人口対策等も含めて実施していくような事業を掲載しているということでございます。

**○10番（東 育代君）** 今、説明を受けました。ちょっと期待していたんですけども、そうじゃなくて、

一応載っているということで、これからいろいろと取組をされるということで期待したいと思います。

支援措置で過疎地域の持続的発展のための地方債の発行であります。やはり依存し過ぎることについての懸念もあります。有利な地方債の活用とはいえ、やはり借金でございますので、今後の事業実施に当たっては、必要か、そうでないのかということをご慎重に見極めて取り組んでいただきたいと思います。

**○財政課長（出水喜三彦君）** 過疎対策事業債についてであります。先ほどもお答えをいたしたところですけれども、地方債とすれば非常に有利な財源であります。ただし、30%分については、一般財源で償還していかななくてはならないということですので、この活用を図ることとしながら、その中で市債管理基金であったり、資金の管理というものをしながら、そして事業については峻別していく、必要なものについて活用していく、こういったスタンスは変えずに活用を図ってまいりたいと思っております。

**○議長（濱田 尚君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号字の区域の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第72号都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号市来体育館等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号多目的グラウンド等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第6号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている議案の付託については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

△日程第17 議会広報特別委員会の設置

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第17、議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会への関心と信頼を高めるとともに、市民への説明責任を果たすための議会情報の在り方について調査・研究を行うため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会は、会議規則第44条第1項の規定により、設置期限を令和7年11月12日までとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては設置期限を令和7年11月12日までとすることに決定しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条の規定により、議長において指名いたします。

西田憲智議員、田畑和彦議員、高木章次議員、江口祥子議員、田中和矢議員、東育代議員、以上6名を指名いたします。

ここで、議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、次の休憩中に議会広報特別委員会を招集いたします。

年長委員は、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長の職務を行ってください。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時39分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

先ほど開催されました議会広報特別委員会において、委員長に東育代議員、副委員長に江口祥子議員

がそれぞれ互選されました。

以上で本日の日程は終了しました。

---

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。

散会 午前10時40分